

企画提案審査方式による選定結果一覧表

公表項目	内容	
1 契約名	令和6年度県政広報テレビ番組制作・放送業務委託	
2 審査年月日	令和6年3月28日(木)	
3 評価基準、配点及び評価	(業者) 株式会社山梨放送	(業者) A社
番組の内容・質 (配点：40点×5人)	144	113
県民接触機会 (配点：30点×5人)	114	88
番組誘導 番組評価 (配点：10点×5人)	35	30
実施体制 (配点：5点×5人)	18	17
県の資産(配点：5点×5人)	18	17
経費(配点：10点×5人)	32	30
4 審査結果(総合点)	361	295
5 第1順位委託候補者の名称	株式会社山梨放送	
6 随意契約の理由及び根拠法令(企画提案審査方式の場合)	<p>県では、多くの県民に県政の重要施策、重点事業などを周知することで、施策や事業に対する県民の理解と協力を得ることを目的に、広報テレビ番組を放送しているが、令和6年度は、現行の2本の広報テレビ番組(「前進!やまなし」及び「いちおし山梨」)を再編し、県政の主要施策や事業等を紹介する新番組を1本制作・放送することとしている。</p> <p>新たな広報テレビ番組は、県民ニーズに対応した県政情報のタイムリーな発信をはじめ、施策の実施状況や個々の事業の周知とともに、県民と県が抱える課題についての認識を共有し、その対応策としての施策に対する理解と参画を促進するため、より多くの県民に視聴してもらう必要があることから、県内にある主な放送局が持つ電波・回線を使い、幅広い視聴者の得られる条件(チャンネル数、時間帯)により放送する必要がある。</p> <p>また、テレビ番組の制作・放送を行うためには、企画力や専門的知識、技能、経験が必要であり、かつ、視聴者に見てもらうための効果的なPR手法などは事業者によって異なるため、複数の事業者から企画提案を受け、企画の内容を理解・判断したうえで、県の方針に合致した事業者を選定する必要がある。</p> <p>県内には、県内全域を放送エリアとしている民放放送事業者は、2事業者のみであり、両者はこれまでに県広報テレビ番組の受託実績もあることから、指名型プロポーザル方式で当該2事業者を指名する。</p> <p>よって、その性質上本契約は競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。</p> <p>なお、指名型プロポーザル方式により業者選定することから、山梨県財務規則第137条第3項の特別な理由に該当するため、見積もり合わせを省略する。</p>	
7 所属名	山梨県知事政策局広聴広報グループ	